

在宅医療に係る保険適用の柔軟化

(疑義解釈資料の送付について(その14) 平成27年6月30日 厚労省事務連絡)

特例措置前

○保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超える往診・訪問診療については、「当該保険医療機関からの往診等を必要とする絶対的な理由」がなければ保険診療として算定が認められない。

(規制の根拠)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成26年3月5日付保医発0305第3号)

ニーズ

○訪問型病児保育と併せて行う往診・訪問診療など、子供に対する往診・訪問診療であって対応できる医療機関の確保が困難なものについては、医療機関と患者の所在地との距離が16キロメートルを超える場合であっても保険給付の対象となることを明確化してほしい。

特例措置

○以下のいずれも満たす場合には、上記の「当該保険医療機関からの往診等を必要とする絶対的な理由」に含まれることを明確化。

・重症児の在宅医学管理時や、訪問型病児保育中に必要となった場合の小児科の診療など、往診等に対応できる保険医療機関の確保が特に難しい専門的な診療を要する場合

・近隣に対応できる保険医療機関を患者が自ら見つけられず、往診等を依頼された保険医療機関側も、患者の近隣に対応できる保険医療機関を実態上知らない場合

効果

○往診等に係るいわゆる「16kmルール」に関する明確化がなされた。

○遠隔地における重症児の在宅医学管理時の小児科の往診などを柔軟に実施できるようになった。